平成２２年（フ）第１２９３号
千葉市美浜区真砂４丁目４番９棟203号
債務者　小日向秀樹
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３６６号
千葉県船橋市習志野台８丁目16番27号　メゾネット山田Ⅱ―102号
債務者　羽山久美子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４０２号
千葉市花見川区花園町44番地35　コーポ花園102号
債務者　土肥　和子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４０６号
千葉県市川市宝１丁目３番２―102号センターコート
債務者　太田　恭子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４４５号
千葉県市川市福栄３丁目５番12―102号　市川メゾン徳住
債務者　櫻庭　　斎
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４５１号
千葉県市川市南行徳１丁目９番９号　ベルシャンブル102号
債務者　小柴　吉郎
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４８４号
千葉市緑区あすみが丘９丁目54番地32
債務者　和泉　俊弘
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４９５号
千葉市美浜区高洲２丁目１番１棟229号
債務者　遠藤　彰一
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４９７号
千葉県市原市今津朝山61番地の４
債務者　上片野和子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５０５号
千葉市若葉区愛生町120番地　事業団宿舎３棟401号
債務者　町田　義広
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５１９号
千葉市中央区大巌寺町305番地46　渋谷荘101号
債務者　牧野真奈美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５３０号
千葉県船橋市高根台３丁目２番181棟102号
債務者　萩原　早苗
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５３３号
千葉県市原市藤井１丁目113番地１　スプリングクレインⅡ102号
債務者　小峰　雪夫
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５５６号
千葉県船橋市宮本４丁目12番15号　橋本荘12号
債務者　千秋　照夫
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５６３号
千葉市中央区宮崎２丁目８番15号　メゾンミヤザキ102号
債務者　ウメタニ　アリン　デューロ
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５６６号
千葉県習志野市鷺沼台１丁目４番15―308号
債務者　上野　泰子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５６８号
千葉市稲毛区黒砂２丁目11番18号　高橋荘201号
債務者　塚越　明美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係